

令和7年度進路探究プログラム実施業務委託に係る企画提案競技実施要領

令和7年4月23日
島根県教育庁教育連携推進課

1 趣旨

県内大学を含め、総合型選抜又は学校推薦型選抜による進学を目指す上で、生徒は自分の体験や経験等を元に、進路・将来への展望について深く考える力が求められている。

進路探究プログラムをとおして、大学の入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）の読み解き方を学び、理解を深めるとともに、自らの進学志望の動機を明確化し、適切に言語化・表現する力を養うことを目的とする。

については、当該業務の委託を行うに当たって、企画提案競技を実施することにより優れた企画提案を求める。

2 委託業務名

令和7年度進路探究プログラム実施業務

3 委託業務内容等

(1) 委託期間

契約締結の日から令和7年8月29日まで（予定）

(2) 業務内容

別添資料1のとおり

(3) 委託費限度額

6,153,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打ち合わせに要する費用を含む。

4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 島根県内に本社、支社又は営業所等の事業所を有する法人（以下「県内法人」という。）であること。ただし、複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）での参加は、構成員全体の半数以上が県内法人であること。
- (2) 次の各号を満たす県内法人であること。ただし、コンソーシアムでの参加の場合には、その構成員が次の各号を満たすこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止期間中の者でないこと。
 - ④ 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - ⑤ 島根県内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - ⑥ 島根県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

いこと。

- ⑧ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
 - ⑨ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、コンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加していないこと。
 - ⑩ 受託業務について十分な業務遂行能力を有すること。
- (3) 委託業務終了までの間、島根県教育庁教育連携推進課との協議、連絡調整を随時実施できること。

5 提案方法

- (1) 提案書の作成
別添資料1、2を参照すること。
- (2) その他
 - ① 企画提案の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。
 - ② 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。
 - ③ 本要領に基づき提出された書類は返却しない。

6 審査方法

- (1) 企画提案競技参加者から書類の提出を受け、別に設置する令和7年度進路探求プログラム実施業務に係る企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において書面審査を行い、最も優れた提案を行った1団体を委託候補者として選定する。
- (2) 審査委員会が選定した者が辞退した場合は、次点となった提案者を委託候補者とする。
- (3) 審査の結果、適当と判断される提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。
- (4) 審査は、以下の観点により行う。
なお、委託費限度額（3(3)参照）の範囲内で、最大の効果をもたらすことが期待される優秀な提案に対して高い評価を行うものとする。
 - ① 事業の趣旨に沿った提案であり、仕様を満たしているか。
 - ② 各業務において、具体的かつ効果的な手法が示されているか。
 - ③ 類似の業務実績があり、教育分野、人材育成等のノウハウを有しているか。
 - ④ 委託業務遂行上、十分な推進体制となっているか。
 - ⑤ 具体的で実現可能なスケジュールが設定されているか。
 - ⑥ 事業に効果的な追加提案については加点する。
- (5) 審査結果については、全参加者に文書で通知する。
- (6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申し立ては受け付けない。

7 募集に関するスケジュール等

- (1) 企画提案競技参加表明書等の提出
 - ① 提出期限 令和7年5月1日（木）17：00必着
 - ② 提出方法
「企画提案競技参加表明書（様式1）」及び以下の添付書類について、各1部郵送又は持参により提出すること。ただし、コンソーシアムによる参加の場合、構成員全てについて提出すること。
 - (ア) 登記簿謄本又は登記事項証明書（発行後3か月以内のもの、原本又は写し）
 - (イ) 会社等組織概要（会社案内、要覧、定款等）
 - (ウ) 過去の類似事業実績（様式自由）

- (エ) 島根県内に事業所を有する者は、県税に関する納税証明書（発行後 3 か月以内、原本又は写し）
- (オ) 島根県内に事業所を有しない者（島根県に納税義務のない者）は、本社が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書（発行後 3 か月以内、原本又は写し）
- (カ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書（発行後 3 か月以内、原本又は写し）
- (キ) コンソーシアムによる参加の場合は、コンソーシアム協定書の写し
- ※ 持参の場合の受付時間は、9：00 から 17：00（土・日・祝日は除く）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
- ③ 参加資格通知 令和 7 年 5 月 7 日（水）予定
- (2) 業務委託内容に関する質問と回答
 - ① 質問提出期限 令和 7 年 5 月 7 日（水）17：00 必着
 - ② 質問方法 「業務委託に係る質問書（様式 2）」を持参又は電子メールにより提出すること。
 - ③ 回答方法 企画提案参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめ、全て同じものを参加表明書に記載された連絡担当者に対しメールにより送信する。
※メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。
 - ④ 回答予定 令和 7 年 5 月 9 日（金）
- (3) 企画提案書の提出
 - ① 提出期限 令和 7 年 5 月 13 日（火）17：00 必着
 - ② 提出方法 「企画提案書」及び見積書を正本 1 部、副本 5 部、郵送又は持参により提出すること。
※持参の場合の受付時間は、9：00 から 17：00（土・日・祝日は除く）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
- (4) 企画提案書に関する質疑応答
企画提案書の内容について、必要に応じてメール等により提案者に対して問い合わせを行う。
- (5) 審査結果の通知
審査結果については、令和 7 年 5 月 16 日（金）までに企画提案競技参加者に書面により通知する。

8 契約の締結等

- (1) 契約の締結
契約の相手は、審査会で選定された最優秀提案者を業務受託予定者とし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。
- (2) 契約内容
教育連携推進課と業務受託予定者との間で、提案書を踏まえ予算の範囲内で協議を行い、契約内容を決定する。
- (3) 契約金額
業務受託予定者から見積書を徴し、予定価格の範囲内において決定する。
- (4) 契約保証金
契約金額の 10／100 以上。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 に該当する場合は免除する。
- (5) 支払方法
業務受託予定者と協議の上、定める。

(6) その他の契約条項

業務受託予定者と協議の上、定める。

9 提出先及び問合せ先

島根県教育庁教育連携推進課

担当：福本

〒690-8502 松江市殿町1番地

TEL 0852-22-5444 FAX 0852-22-6085

Mail kyouikurenkei@pref.shimane.lg.jp